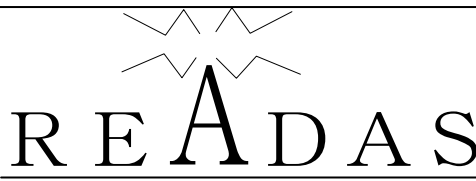


第 5886 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 1月31日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 配偶者控除の改正

Q：今年から、配偶者控除が改正になるそうですが、どのようになるのですか？

A：次のようになります。

【解説】

控除対象配偶者について適用される配偶者控除の額は次のようになります。なお、合計所得金額が1,000万円を超える居住者は適用がありません。

【配偶者控除】

居住者の合計所得金額	配偶者控除額
900万円以下	38万円 (33万円)
900万円超950万円以下	26万円 (22万円)
950万円超1,000万円以下	13万円 (11万円)

※（ ）内は住民税の配偶者控除額です。

【配偶者特別控除】

配偶者特別控除の対象になる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下（これまでは38万円超76万円未満）となり、加えて居住者の合計所得金額についても①900万円以下、②900万円超950万円以下、③950万円超1,000万円以下の区分が設けられ、居住者と配偶者の合計所得金額によって控除額が決まる（38万円から1万円）ようになりました。

なお、配偶者特別控除についても、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については適用がありません。

